亞米利加使節申立趣

210.593
A4612

国立国会図書館　タイトル『亜米利加使節申立趣』 請求記号 210.593-A4612

ガラス使用

210.593
A46 12

十月廿六日備中ヨリ宅ニおいて亜墨利加
使節申立之趣

一今日中上奉体ヲ大切ニし儀於大体順ヲ左
重大ニ儀ト存居ル

一中上ハ儀ヲ行ヒ申ス趣切ニ思ヒ出ス事ニ
大君殿下ヲ大切ニ存ス儀有古ヒ公物ヲ
ハ少取ニ非下ハ

一大君ヨリ書上ス書簡中ニ儀ヲ只今ノ形又
中上ス儀有大体順ヒ中上ハ長崎ヲ
法関ニ下ル

一今日中上ハ儀右何ヒも自至ハ儀右、在堂の
如く極明白ニ聊ニも隔ハ儀右ヲ
一大体順日本政府ニ為ニ大切ヲ公ハ儀右

国立国会図書館蔵書

国立国会
25.3.31
図書館

112325

国立国会図書館　タイトル『亜米利加使節申立趣』　請求記号 210.593-A4612　ガラス使用

自然之事ニ仰分類相乗古之趣萬ヶ
出之次第ニ付何事ニも安伏腦中立ハ儀ニ成
一合衆國之條約非為或ハ古國ニ於て外國
之條約法律成文初而之儀ニ大体順ニ
古國之儀ニ他國ニ遠親友ニ相伝ハ居中ニ
一合衆國之不至ニ外國ニ遠事方ニ取領之國も
無之ニ者ハ東方ニ取領を得ハ儀ニ相乗中ハ
一合衆國之政府おそハ他方ニ取領を得ハ儀ニ禁
中ニ
一國之ハ合衆國之於ニ乃儀を敬ハ十本ニ成
近度之ニ成ハ遠方遠陽居ニ於変
ハ

一三ヶ年以前サンドウイチ合衆國
之新ニ加り度ニ中少之ニ成ハ
中ニ
一成近ニ里ハ有ニ干戈を以合衆國之
於ニ乃儀を変ハ成ハ
一成近合衆國他邦ニ合盟之儀も
有之ハ古ニ干戈を用ル儀ニ成之條約
を以相法ハ事ニ成産ハ
一只今中上ハ儀ニ合衆國一新之風儀を
ハ中上ハ儀ニ成産ハ
一五十年以来西洋も種ニ変化仕儀ニ成ハ
一蒸気船発明以来遠方亜陽ハ國之

極手近ニ相成申ス

一ヨレキトルテルカラフ發明案別ノ為
遠方ニ事ヲ速ニ相分リ様致ス
右器械ヲ用ひ始メ江戸表より
華盛頓迄一時ニ自ト庶業
終リ

一カルホルニヤより日ヲ江十八日ニ為参リ
ノ儀ヲ来終リノ儀英亜和發明故
ニ儀ニ存ス

一右英亜和發明ヨリ法方ニ交易ヲ
始ル為ニ相集中ス

一右相集ノ故西洋諸州仲間ヲ富ノ程
度成中ノ

一西洋各國ニ於ル世界中一族ニ於ル程
法ヲ設ケ有ル右英亜和ノ為
相用ノ故ニ存ス

一右故遠方外人文ヲ以ル世界
一行ノ為ニ差薄リノ百取除ノ儀
存ス

一伊西ニ政府ヲ一行ノ儀ヲ拒ミ
ノ様ハ有之ル故古一行ノ為ニ二ツ
存ス

一其一ハ使節同様ニ事勢宰相ニ入
トル一名アゲントヲ始下江戸ノ程

諸度儀に有之哉

一一方ゝ彼を國ゝ之ゝの勝負に有之

諸儀ゝ彼方ゝ有諸ゝ之ゝ

一右西洋ゝ彼を亜墨利加命已に英之

國ゝ之新命に出産ス

一右中上ス三ヶ条を亜墨利加の為已に

英之諸州ゝ奉命に出産ス

一只今中上ス西洋各國ゝ奉新ゝ

亜墨利加おゝ八左近ゝ彼に出産ス

一日本ゝ危難ハ蔑然居中ス英吉利

差債歐羅巴各國ゝ事に出産ス

一英吉利國之小師拓智ヤーメススキルリ

ニ少取結ス偖約を彼政府に不依に

出産ス

一彼政府ゝ紀約を日本ゝ交ゝ各國

同様に政度ゝ事に出産ス

一英吉利を日本を戦争諸ゝ儀を好

公然居ス古ゝ次第を次に西亜ゝ

一英吉利を東下度而領を魯西亜ゝ為に

強ゝ外事を居ス儀に出産ス

一近来英吉利佛蘭西一致仲ゝ魯西亜を

戦争及ひを魯西亜之而ゝ蚕食諸りと

悪ゝ而ゝ儀に出産ス

一魯西亜ゝサカレンアミルを領居儀を英國おゝて出

悪三居中ニ

一魯西亜ヲ彼筋より清朝おすし唐国と
樺領ニ付候ヲ英吉利存居中ニ
一清朝并唐国ヲ魯亜ニ領ス樺相求ニて
ヲ会ヲ以英吉利取領し事度と
樺領致し樺相求ニ左ハ魯英
戦争又ハ相起ル事ヲ出来
若樺相求て英国ヲ魯国ヲ防ル俄羅
外ニ六ケ敷ニ有し古ヲ防ル多ク後英国おいて
ヲ肝要之事ヲ存ス
一支那ハ蛮きサカレニ并蝦夷箱館ヲ領し樺
英国ニ為ル公意居中ハ左ハ樺ル魯国ヲ防ス

桧別之便りヲ相求中ニ
一古之サカニ蝦夷ヲ領ス樺相求て安都ヲ
海軍ヲ為ル而江渡し亞カムシヤツカ
港ヘトルポルスキニサカレニ之間ヲ切ル
便ヲ相求中ニ
一英国ヲ地續し清朝より蝦夷ヲ方ヲ桧別ニ
ヲ居中ニ
一日本并唐国ヲ西洋各国同樺ヲ交ヲ
開ケ、軍ヲ矢張一本立之姿ニ歩ル
一兼ヲ大清頃より唐国方今ヲ振会ニ
公ヲ附ル樺ヲ致ル自中ニ付越ニ
一唐国ヲ十八ケ年前英国ヲ戦争相起ル

112325

国立国会図書館　タイトル『亜米利加使節申立趣』　請求記号 210.593-A4612　ガラス使用

右之節アゲント故下ニ於テ主張ニ及ビ
中日数之決定ハ
一唐國政府之委託ヲ廣東ニ行ヒ取扱ヲ為
相済政府ニ事ヲ委任取扱ヲ致ス為
却ヒ仮ニ決定ス
一廣東事務全括事務総督ニ
中立ヲ守ルノミヲ以テ英國ト
対峙ス権ヲ有スル以上(戦)戦争相起ル
一論ニ戦争ヨリ百万人ノ人命ト唐國ニ
失ヒ中ス
一独戦争ニ付唐國ノ港ニ中ル英國ト
社会取引南事ヲモ取ル中ス

一右戦争中之雑費ヲ償ヒ和議ヲ求ル
為ニ小判ニ換ル百万枚唐國ヨリ
英國江償ヒ中ス
一右数百万ノ人数并数万之金ヲ相渡ス儀ハ
十分ノ一ニ為ス事外ノ諸費ハ
決定ス
一右之外唐國弱リヲ及市中其外皆抔悉乱妨ヲ
致ス
一右故唐國者元来富ニ於テ弥衰ヘ候ニ先年
韃靼之戦争同様力ヲ尽ヒ事ニ及ビ中ス
一唐國ノ利益ヲ分ニ減中ス故ニ韃靼モ亦
府ヲ用ヲ分ち相送リ故ニ疲弊ス

一前条之場合より再度戦起り相成申ス
一今又英吉利佛蘭西二国唐国江
戦争を仕掛申ス只今こゝ慶ニ而此方へ
彼書如何相成ル中哉実ニ難計
一只今こゝ英吉利佛蘭西
こゝ通交ス海岸相乗
全国皆英佛両国ニ取領ス相成ル
一先ツ英国こゝ通ス許ニ
中ニ成ル相成ル中ニ而
手内ニ英国強盛ニ相成ル
一佛蘭西ニ而毒英吉利ニ臺湾を領ス
一者対こゝ戦和議ニ取りて英張ス為ニ諸
費を出ス者相成中ニ而
一只今中上ス趣ニ付勘考仕用公ニ
一天ニ誓中上ス只今こゝ戦ニ
ス必起りを仕ル
一英吉利佛蘭西両国政府より唐国こゝ
為掛こゝ相成ル大体頃及断ス
一全弁唐国ニ而亜墨利加人を取扱ル事
有ル自国政府ニ相成ル存居ル儀ニ付人ニ為掛
致ス戦争仕向ル儀ニ相断一切ス仕ス
一亜墨利加軍艦ホルツモーツ中江唐国こゝ
出ル日を同ス相成ル両度迄漢地ニ
ス儀有こゝ古ニ何等こゝ事より古弁ス法之

亦業を為すべき事由なきに付き
行ふべきものに付き
接処すべきなり
一自由と水昨提報アンムストロング侯爵
爵を落さしめ
白隊の指揮を為すべき大砲を
一右等隊より爵を
其戦を為すべし
一亜墨利加政府より英人を
戦争物の供給を
一供給をしたる
中止
一軍艦丸二隻
少なし

一三十年来
手紙を河尻に
一向用の
為何を
一二ヶ年
三ヶ年
一五ヶ年
三ヶ年
一軍艦
一河尻を
毒より
一河尻を
ありしものと

倒れ枯れ死人国より送越し
要事一と仕候一死を顧慮候一者
無之候
一亡しみ人ヶ月ヶ所兵しみ要事一を
仕候一刑罰に処候
一日本要事一し沿革に仏ヶ所兵を体望と
と申候
一南部亦亦亦亦亦文と所兵を吞ヶ紙と
所望仕候
一右報影を所兵に殺英亦亦亦東亦殺
申度仕候
一右し亦亦亦亦宮ヶ申候ヶ英亦
亦亦亦亦亦亦亦亦害を亦殿亦し
申候

一右英吉利人亦亦亦亦亦亦亦亦所兵ヶ
字を約書中に入候を要望ヶ申候
一亦亦亦亦亦亦亦亦亦亦亦亦英亦亦亦
利益を図り申候右所兵を取り解
不決亦亦亦亦亦亦亦亦亦亦亦亦
申候
一右報亦亦亦亦亦亦亦亦亦亦亦亦亦
歳亦亦亦亦亦亦亦亦亦亦亦亦亦亦
ヶ月ヶ月ヶ月ヶ月ヶ月ヶ月ヶ月ヶ月
安全碇泊の為に好亦亦亦亦亦亦
一英人ヶ月ヶ月ヶ月ヶ月ヶ月ヶ月ヶ月
ヶ月ヶ月ヶ月ヶ月ヶ月ヶ月ヶ月ヶ月
ヶ月ヶ月ヶ月ヶ月ヶ月ヶ月ヶ月ヶ月
一亦亦所兵を用ヶ月ヶ月ヶ月ヶ月

而して彼英人も強兵を用ひ
[illegible]
一今兵を大統領に送ること
[illegible]
一戦争に費す時を[illegible]
[illegible]
[illegible]
一去る所兵を[illegible]
[illegible]
一降伏[illegible]
[illegible]
一若亜米利加人所兵を[illegible]
[illegible]
[illegible]

一亜米利加人上陸所兵を[illegible]
[illegible]
[illegible]
一大統領[illegible]
[illegible]
一[illegible]
一[illegible]
一[illegible]
一[illegible]
一大統領[illegible]
英雄[illegible]
[illegible]

多大なる利益を得ること
能はざるものに
候哉
一我邦三千萬宋教の軍器貿易地位
なり
一仮令英吉利人より我邦に英国に
対抗するに十分なりとするも
市場の失敗なる事は
一海産唯一方にのみ
我邦に
のみ
一我邦に英吉利人の
書史に
より
一大統領の

史孫こうんかひ実地市場熟覧之上相
済しなるべき事に而候
一英吉利佛蘭西両国之儀ハ年来仮令
一国に共市場に相対する蘭西共ふるに
戦争相絶ル事一二年ハ有之ハ全相蘭ハ
其国法之儀に而候
一戦争ハ終りて行を降約を結ふ
雖有之事ハ
一大統領就任之儀ハ
降約を結り和睦之儀ハ
一西洋過年名之事ハ相対
勝利を招ル戦ハ
一大統領ハ幼ル合衆国と降
降約市場を設ケ
済し市場設ケ義ハ
ケ有之
一大統領候市場ハ美吉と
降約を結ル市場雖
一合衆国政府ハ
国も
美吉利と
一吉人と降約市場を結ル
西十破ル事
ル者相対ハ
一今般大統領ハ
之ハ
一外国ハ

中に右ハ[illegible]候相[illegible]中に雖考[illegible]うとも

一弾丸ハ[illegible]国内開港ハ[illegible]件ハ[illegible]ちかれとも一時に

内開港ハ[illegible]ハ[illegible]し時を進ひ内実

おのれ和睦[illegible]内部分[illegible]

一英国ハ[illegible]約内[illegible]ハ[illegible]

中[illegible]

一將[illegible]

内[illegible]英国ハ[illegible]

おけ中[illegible]

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

一合衆国大統領ハ[illegible]

合衆国民人[illegible]

内[illegible]

一[illegible]

中に[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一、そもそも都下にも又勧めり候ものあれ
一、字の形ばかりにて信りの人を苦くなれば
話ことに手法を設りそを至るつまり人を
生かしきるの人にあるまじくれ
一、亜米利加にて佛に竜も神蘇に竜も
一根と至り所一同に人民信り根拠
字にて一人も神仏を抱きさり者こと稀
なるよう今日を迄りやれ
一、ホルトガル人イスパニヤ人等と異なり
なき自己の信に改宗いたす者こと
一、手紙に書たる者を拠りて神
手上手文を以異教を擁領拠
四海を家とり信を為
一、右等の者こと廣き者こと又遅を

拠りに見出し者に手人数も推知
中に成根幸高等十方根し者を
一、高等十方根し者所に世界一統聴く
拠りに至と行をも幼稚者
一、高等に拠る者に一言に同法八一言に移り
行能も手為にあり根拠し
一、仮令八英国に仏井徒食無に国に
幸多るあり高等を休め手食無を運き
り根に信に信に
一、文明に中に信ず所に信り根
形紀度有に信根に通に
拠りに又文明に一場に
一、信に信に信に文明拠
世界中に信を為るり根

農作ハ百年来ニ業ニ拘ル者多シ
其多ク農作物ハ[illegible]
千四百年頃人ト産業物ハ
五ヒ助合リ候ニ[illegible]
一百年ニ[illegible]紀元ノ頃迄ハ
安キ所ハ[illegible]
一百年[illegible]物ハ[illegible]
千八百年頃ハ紀元[illegible]運入リ候
カ[illegible]
一去年[illegible]ハ[illegible]
所ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
一[illegible]
[illegible]

一交易之事ハ利の為ニ切ニ之ヨリ
後一年故交易之後此節ハ戰爭之時
[illegible]
一其他邦ヨリ産物運入ル[illegible]ハ租稅ハ
[illegible]出ハ西墨利加ニ[illegible]右租稅ハ[illegible]
國用ニ費用之儀ニ當時ヨリ[illegible]年ニ[illegible]
一租稅ハ法律ニ[illegible]先他邦ヨリ
輸入後ニ[illegible]者ニ[illegible]十分の[illegible]
[illegible]
一交易ニ[illegible]特別之[illegible]當線近一年ニ[illegible]
國ニ[illegible]切ニ交易ヨリ[illegible]中上ハ[illegible]交易
後ハ[illegible]志閉ニ[illegible]
一私儀日本ニ[illegible]ハ[illegible]

相結ビ[illegible]ハ[illegible]度古振合ニ[illegible]國佛蘭西ヲ
除給ヒ[illegible]ハ右西墨利加佛蘭西ヲ
除給相結ヒ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
為ニ[illegible]
一東方[illegible]ハ一交英者利ヲ和順ト[illegible]
[illegible]ハ[illegible]國ニ分[illegible]
西洋ヲ除給不取結故遂ニ英國ニ一統
[illegible]ハ右英國ヨリ[illegible]攻ハ加除給相結ハ
[illegible]國ハ[illegible]故[illegible]
一他邦ヲ除給不取結ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]國ニ[illegible]
一故百年[illegible]ハ[illegible]
[illegible]

一 日本も文明開化に向ひて諸国と交通を結ぶ事を見て知る所なり

一 高砂に於て別勝力宜人を以て亜墨利加国と同盟の事会

一 別勝漢永敬百般日本国と同盟の事

一 大統領より亜墨利加国に於て何故芸州に於て軍艦を出す事

一 軍艦を出す事を持論の海軍と土佐陸軍と共に支度の人員云

一 大統領より西洋諸国と確執の云

一 大切の取扱中を以て外国と交通の事

一 先ず亜墨利加国と結ぶ事

一 別中を以て外国と交通の事

一 嘉永日本に渡来の英吉利と懇ごとをうりとく面会

一 別中に於て日本に使節を遣はし通商の事

一 書簡を以て長崎に於て外国と条約を結ぶ事

一 元治の書翰中日本政府に保護の事

一 右同日午江後第一時ニ[illegible]
[illegible]
一 江戸ヲ外シテ[illegible]
右那[illegible]ニストルアゲントシ[illegible]
[illegible]
一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[

一 既往の前規に同列規の後列し上
ことなくの元規なくの無報
和者に番ることを文番除給の取結し外ない
規定のものなくの条とを知る

一 少し模規あるべきは文番除給を通ても
の法なるべきの年とを知る

一 和蘭帝の東方を経て英吉利佛蘭西
の交に書状を一回年政府を経て
文番除給の取結あるべき規外国に取
の免許あるべきことを通ても年報
萬分の一報又たこと二三報ることを海外に
あるべきの

一 今日の文規頃に存ることを無るの中を無
英国政府に同様の中上規を出

一 今日の文規に一世年しく年しの日に出
今日の中上規に取同あるべき日年安全
の中をとあるべきを公式上章に改正
存ることを規定の動考の
の中の後列に規定
唯今の上の規を世界中に
元帥に公の規
存ることを通の中をの規ることを一切!

国立国会図書館　タイトル『亜米利加使節申立趣』 請求記号 210.593-A4612

ガラス使用